

請願一覽表

(令和7年第2回定例会)

【9月議会】

秋田県議会事務局

総 括 表

委員会名	継 続	新 規	小 計
総務企画委員会	1	2	3
福祉環境委員会	0	0	0
農林水産委員会	0	0	0
産業観光委員会	0	0	0
建設委員会	0	0	0
教育公安委員会	1	1	2
合 計	2	3	5

<p>要 旨</p>	<p>条の自己決定権の一つである「婚姻の自由」や「氏名を強制されない自由」が不当に制約されるという点からも民法第750条は、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課すもので、憲法第24条にも反するものである。</p> <p>また、強調しておきたいことは、世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務付けている国は、日本のほかには見当たらないということである。この点は政府も国会答弁で認めている。</p> <p>そして、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）では、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされており、日本が採用する夫婦同姓を義務付ける法制度は国際的にも批判がなされている。</p> <p>国連女性差別撤廃委員会からは、本年10月にも、日本政府に対して女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備をとの勧告がなされた。このような勧告は実にこれで四度目である。</p> <p>そして、国際人権（自由権）規約委員会からも、2022年11月の総括所見で、民法第750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念が表明された。</p> <p>日本でのこれまでの法改正の試みとしては、1996年に、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しているという状況である。なお、2015年12月16日の判決や2021年6月23日の決定で最高裁判所が民法第750条を合憲としているが、これらの判断は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定したものではないということに留意すべきである。夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したもののなのである。</p> <p>近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されている。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されている。私たちの社会で多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしている。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できない。</p> <p>国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきである。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもある。</p> <p>以上の理由から、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入すべきと考える。そこで、別紙意見書を採択していただきたく請願を行った。</p>
<p>審査結果</p>	

【現 況】

1 国の見解等

法務省では、選択的夫婦別氏制度の導入は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解のもと進められるべきとの見解を示している。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、選択的夫婦別姓制度について、「家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史も踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。

また、旧姓使用の拡大については、同計画では、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことが明記され、令和元年の住民票やマイナンバーカード、印鑑登録証明書、運転免許証に加え、令和3年からはパスポートへの旧姓併記が認められている。

2 民法改正に向けた動き

平成8年2月に法務大臣の諮問機関である「法制審議会」が、選択的夫婦別氏制度も含めた民法改正案要綱を答申した。

平成21年には国連女子差別撤廃委員会において、差別的な民法の規定の改正を勧告する内容が示されたが、その後の平成23年5月の民法改正において、これに関連する内容は盛り込まれなかった。

平成27年12月16日の最高裁大法廷は、夫婦同姓とする民法の規定に男女の不平等はなく、家族が同じ姓を名乗るのは日本社会に定着しているとして合憲との憲法判断を初めて示した。ただし、この判決は選択的夫婦別姓を合理性がないと判断したものではなく、この種の制度のあり方は「国会で論じ判断すべき」という姿勢を一貫して示しており、令和3年6月23日の最高裁大法廷も同様の判断をしている。

本年5月30日の衆議院法務委員会に、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党は、それぞれ選択的夫婦別姓に関連する法案を提出し、同委員会において審議が行われたが、採決には至らず、今後開催予定の臨時国会で継続審査することが決定された。なお、同委員会では選択的夫婦別姓制度に関する法案の審議が行われたのは、平成9年以来、28年ぶりである。

3 国の世論調査の結果

内閣府が実施している「家族の法制に関する世論調査」には、選択的夫婦別姓制度の賛否についての設問があり、その結果は次のとおりである。昭和62年時は、選択的夫婦別姓に対しては、反対の意見が多かったが、その後、徐々に賛成の意見が増加しており、直近の令和3年時の調査では賛成と反対が拮抗している。

	賛成	反対	備 考
1987（昭和62）年	13.0%	66.2%	
1996（平成8）年	32.5%	39.8%	
2001（平成13）年	42.1%	29.9%	通称使用を容認23.0%と合わせて初めて賛成派が過半数を超えた。 20～30代は男女とも51～2%が別姓に賛成となっている。
2006（平成18）年	36.6%	35.0%	
2012（平成24）年	35.5%	36.4%	
2017（平成29）年	42.5%	29.3%	
2021（令和3）年	28.9%	27.0%	賛成「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」 反対「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」

4 経済団体の意見

公益社団法人経済同友会は、令和5年3月に、夫婦同姓が女性の職業活動上の不利益など経済社会に影響を及ぼすことや、個人の尊重と両性の実質的平等、多様な家族形態を認める社会の必要性に鑑み、選択的夫婦別姓制度の導入の早期実現に向けた要望書を国に提出した。

また、令和5年6月には、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は、女性活躍の着実な進展に伴い、旧姓使用による弊害が生じていることや、現在の夫婦同氏制度が女性に相当程度の改姓による不都合を与える「間接差別」に当たる可能性があるとの指摘もあることを受け、選択的別姓制度の導入などを盛り込んだ提言書を公表した。

備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------

【現 況】

1 刑事裁判における再審制度について

- ・ 刑事訴訟法における再審制度は、有罪の確定判決に対し、被告人の利益のため、主として事実認定の不当を救済するために設けられた非常救済手続である。
- ・ 再審の請求は、検察官、有罪の言渡しを受けた者又はその者の法定代理人などが再審の目的である確定判決をした裁判所に対して行うこととされている。
- ・ 再審の請求を受けた裁判所は、請求が不適法なものであるとき又は理由がないときは請求を棄却し、請求の理由があるときは再審開始決定を行い、手続をやり直すこととなるが、再審の開始に関し、検察官は不服申し立てすることができる。
- ・ 再審の請求手続において、事実の取調べの要否・範囲・方法等について固有の明文規定はなく、いわゆる証拠の開示など具体的な審理の在り方は裁判所の適切かつ合理的な裁量に委ねられている。

※再審制度については、大正11年の刑事訴訟法制定時の規定の大部分が現行の刑事訴訟法にも引き継がれており、無罪になった者を有罪にするなど被告人に不利益な「不利益再審」と呼ばれる規定が戦後に廃止されたほかに大きな改正はされていない。

2 国（法務省）における再審制度の在り方についての検討状況

令和7年3月、法務大臣は、再審制度に関して、近時、一部の再審請求事件について審理の長期化が指摘されたり、制度のあり方に関しさまざまな議論が行われるなど、国民の関心が高まっているとして、刑事再審手続に関する規律の在り方について法制審議会に対し諮問を行い、同審議会では新設の刑事法（再審関係）部会に付託して審議することとした。

・ 令和7年3月28日、法制審議会への諮問

【諮問第129号】

近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点から、再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写に関する規律、再審開始決定に対する不服申立てに関する規律、再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律、その他の刑事再審手続に関する規律の在り方について、御意見を賜りたい。

・ 令和7年4月21日から法制審議会刑事法（再審関係）部会で審議中

備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------

【現 況】

1 経緯

- ・ 1945年に日本がポツダム宣言を受諾後、ソ連が北方四島を不法に占拠して以来、1956年の日ソ共同宣言^{*1}に基づき日ソ間に外交関係が回復された後も、長い間にわたり、ソ連は領土問題すら認めなかった時期があった。
- ・ ソ連崩壊後、新生ロシアは、第二次世界大戦における戦勝国、敗戦国の区別にこだわることなく、領土問題を「法と正義」に基づいて解決する立場を示すようになり、日露両国間で、1993年の東京宣言^{*2}、2001年のイルクーツク声明^{*3}等の合意がなされた。
- ・ 近年のロシア政府は、第二次世界大戦の結果として、北方領土がロシアの領土の一部となったという主張を強めており、日露間には平和条約がなく、第二次世界大戦後の領土問題の最終的解決がなされていない状況が続いており、今後の交渉も歴史的・法的事実¹に立脚し、これまで日露間で達成された諸合意及び諸文書並びに法と正義の原則に基づいて行われていくことが必要である。

※1 日ソ共同宣言

1956年10月19日にモスクワで署名され、日本とソ連との間の戦争状態が終了し、外交関係が正常化することが宣言され、ソ連は日本の国際連合加盟を支持することを表明した。また、領土問題では平和条約締結に関する交渉の継続に同意し、平和条約締結後に歯舞群島と色丹島を日本に引き渡すことが明記された。

※2 東京宣言

1993年10月に日本の細川護熙総理大臣とロシアのボリス・エリツィン大統領との間で署名され、北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結することが明記され、問題の解決に際しては、歴史的・法的事実に基づき、「法と正義の原則」を基礎とすることが合意された。

この宣言により、ロシアは初めて、北方四島全体が帰属問題の対象であることを明確に認め、今後の交渉の出発点となる共通の認識が形成された。

※3 イルクーツク声明

2001年3月にロシアのイルクーツクで行われた日露首脳会談において、日本の森喜朗総理大臣とロシアのウラジーミル・プーチン大統領の間で署名され、日ソ共同宣言の法的有効性を確認し、1956年の日ソ共同宣言が、平和条約締結に向けた交渉の出発点となる「基本的な法的文書」であることを確認した。加えて東京宣言を再確認し、1993年の東京宣言に基づき、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の「四島の帰属の問題」を解決して平和条約を締結するという、日露共通の認識が再確認された。

2 ロシアによるウクライナ侵略後の現状

- ・ 2022年2月、ロシアによるウクライナ侵略が開始。日本政府は、順次、厳しい対露制裁を導入した。
- ・ 2022年3月、ロシア外務省は、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的措置であるとし、こうした措置を踏まえて、平和条約交渉を継続しない、自由訪問及び四島交流を中止する、共同経済活動に関する対話から離脱する等の措置を発表した。また、9月、ロシア政府は自由訪問及び四島交流に係る合意の効力を停止するとの政府令を発表した。
- ・ こうしたロシア側の発表に対しては、現下の事態は全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているにもかかわらず、日本側に責任を転嫁するようなロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられない旨政府として強く抗議し、即時に侵略を停止し、部隊を撤収するよう強く求めている。

3 元居住者等の人数

元居住者等の人数は、令和7年3月31日現在で、4,953人で平均年齢は89.3歳となっている。

	昭和20年8月15日	令和7年3月31日	秋田県在住数
合計	17,291人	4,953人	23人

出展：（公社）千島齒舞諸島居住者連盟

備考

採 択
年月日
不採択

令和 年 月 日

要 旨	こうした観点から、2026年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願する。
審査結果	

【現 況】

- 1 全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数5,827人の改善を令和7年度予算において行っている。
- 2 令和6年12月24日の財務大臣と文部科学大臣による「教師を取り巻く環境整備に関する合意」により、令和8年度から公立中学校の1学級定員を順次35人とする事で合意した。一方、本県の県立高校では、生徒数の減少や整備計画に基づき、基本の40人学級に加え、38人や35人学級も導入されており、35人学級はより望ましい教育環境を提供するものの、現行の高校標準法では学級定員の削減は教員数の減少につながるため、教育の質を維持するためには法改正による教職員定数の改善が不可欠であることから、この点について全国高等学校長協会においても文部科学省に要望しているところである。
- 3 令和3年4月1日施行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、小学校の学級編制の標準が40人（第1学年は35人）から、5年かけて学年進行により35人に段階的に引き下げられることとなった。なお、付帯決議により、「小学校6年生までの段階的な35人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること」とされた。
- 4 平成16年度から義務教育費国庫負担制度に「総額裁量制」が導入され、財源保障と教職員定数の弾力化が図られたほか、平成18年度からは、義務教育制度についてはその根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度が堅持されつつも、費用負担について国庫負担の割合は、それまでの2分の1から3分の1へと変更された。以降大きな変更はない。
- 5 令和6年12月25日に、文部科学省が中央教育審議会へ諮問した「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」では、次期学習指導要領の改訂へ向け、「教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策」が示されている。
- 6 学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を令和12年度までに10%に改善することとした。また、学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえた処遇改善とともに、一律支給されている義務教育等教員特別手当の見直しを図ることとした。
- 7 国・地方ともに、公務員の定年が、令和5年度から隔年で引き上げられることに伴い、定年が引き上げられる年度の退職者数が減少し、これにより翌年度の採用枠が減少する中であっても、新規採用者を一定程度確保するための特例的な措置（特例定員）が行われている。

備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------

【現況】

私立学校教育の振興を図るため、本県では私立学校運営費補助等の助成により、修学しやすい環境づくりの推進に努めている。

○私立学校運営費補助等について

- ・ 昭和44年度に全国に先駆け、経常的経費等の一部を支援する私立学校運営費補助金を創設しており、翌年度には国において同種の補助制度が創設された。私立高等学校の令和7年度生徒一人当たり補助単価は38万727円である。
- ・ 平成22年度に特別補助として、教育相談体制の整備や、外部講師による人材育成、体験活動の推進等、私立学校の特色ある教育活動を支援するあきた私学魅力アップ支援事業費補助を開始している。
- ・ 校舎等の耐震化については、国の助成制度を活用するとともに県の嵩上げ助成により、平成26年度までに全ての校舎等の補強工事を完了した。
また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症への対応及び生徒が学習に集中できる環境を整備するため、普通教室にエアコンを設置する経費について助成した。
- ・ 令和3年度、ICTによる学習活動の充実を図るため、生徒が使用するパソコン等の端末について、低所得者世帯には国が、それ以外は国の交付金を活用して県独自に整備を支援した。
また、授業目的公衆送信補償金制度を私立高等学校が活用した場合には、その経費について私立学校運営費補助金に加算している。
- ・ 令和4年度、5年度及び6年度において、光熱費の価格高騰に対応した助成を行い、学校法人の負担軽減を図った。

○就学支援金制度及び奨学給付金制度について

- ・ 平成22年度に「高等学校等就学支援金」制度が創設され、世帯の所得に応じて授業料に充当される支援金が支給されたほか、私立高等学校の加算支給が同時に制度化された。
- ・ 令和2年度に保護者収入が年収590万円未満程度を対象に、私立高等学校の全国平均授業料を勘案した水準まで高等学校等就学支援金の支給額が引き上げられた。
また、今年度、対象外であった年収910万円以上の者にも所得制限なく、加算分を除き支給が開始された。
- ・ 平成26年度、国の「高校生等奨学給付金」制度が創設され、高校生等がいる低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費等）負担を軽減するための支援が開始された。
- ・ その他、過疎地域私立高等学校特別補助等により、修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発展に資するよう支援を行っている。

備考		採 択 年月日 不採択	令和 年 月 日
----	--	-------------------	----------